平成 27 年度 市川市女性等創業支援補助金
主なＱ＆Ａ

市川市経済部
商 工 振 興 課

１　補助対象者（全体）について

Ｑ１－１：	**年齢や性別の制限はありますか。 性別・年齢で不利・有利もありますか。**
Ａ１－１：	年齢や性別による応募の制限はありません。 なお、平成２５年６月２１日に公布された小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）を受け、これから創業する女性や若者に対しては一定の配慮を行います。
Ｑ１－２：	**特定非営利活動法人はなぜ対象になるのですか。**
Ａ１－２：	創業形態が多様化している中、会社や個人事業主と同様に特定非営利活動法人が雇用の創出及び地域活性化に一定の役割を果たしていると考えるからです。
Ｑ１－３：	**一般社団法人や一般財団法人の設立は対象になりますか。**
Ａ１－３：	一般社団法人や一般財団法人は対象外となります。他にも、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP)、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、及び任意のグループは対象となりません。
Ｑ１－４：	**既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の補助対象となりますか。**
Ａ１－４：	平成２７年２月１日以降に創業された方であって、募集要項の２．補助対象者の要件を満たしていれば、今回の募集の対象となります。 平成２７年１月３１日より前に創業をしている方は、補助対象となりません。
Ｑ１－５：	**現在、個人事業主ですが応募できますか。**
Ａ１－５：	以下のとおりです。 ＜応募対象となる方＞ ・平成２７年２月１日以降に開業された個人事業主の方 ※事業期間内に個人事業主として創業し、引き続き期間内に法人化する場合も対象となります。

	＜応募対象とならない方＞ ・ 平成２７年１月３１日までに開業された個人事業主の方で、個人事業主として引き続き事業を行う方 ・平成２７年１月３１日までに開業された個人事業主の方で、補助事業期間内に法人（会社・特定非営利活動法人）化される方
Ｑ１－６：	**これから創業する予定ですが、応募してから採択が決まる前に、応募者は創業してもいいのですか。**
Ａ１－６：	創業しても差し支えありません。ただし、補助金の対象となる期間はあくまでも採択決定後に行う補助金交付決定日以降となるので注意してください。
Ｑ１－７：	**法人も応募できますか。**
Ａ１－７：	平成２７年２月１日以降に法人設立をされている場合は、法人として応募いただけます。また、既存企業の役員の方が、新たに事業を立ち上げる場合には、既存企業の役員としてではなく、個人として応募いただく必要があります。 （Ｑ１－１１もご確認ください）。
Ｑ１－８：	**一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。**
Ａ１－８：	可能です。
Ｑ１－９：	**次の場合は、対象となりますか。** **①個人事業主として病院を開業。** **②フランチャイズチェーン店として創業。**
Ａ１－９：	公序良俗に反するものや公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる事業など）でない限り、業種による制限を設けていないので、いずれも対象になります。 ただし、独創性等については、審査において判断することとなりますので、他の店舗等と明確に区別されていることについて、応募書類「様式２（２）①事業の具体的な内容」に記載してください。
Ｑ１－10：	**これから創業する業種に制限はありますか。**
Ａ１－10：	募集要項の２．補助対象者の要件を満たしていれば対象となります。ただし、事業計画の独創性等については、審査において判断することとなります。
Ｑ１－11：	**次の場合は、対象となりますか。** **①Ａ社の代表者や社員が新たにＢ社を設立する場合**

	②Ａ社とＢ社が連携して新たにＣ社を設立する場合 **③大企業Ａ社の社員等がその籍を置いたまま新しくＢ社を設立する場合。**
Ａ１－11：	申し込み主体は、個人（会社設立後に代表者となる者）となりますが、いずれも新しい会社が設立されるので対象となります。ただし、みなし大企業は対象となりませんのでご注意ください。みなし大企業については、募集要項２．（２）をご覧ください。
Ｑ１－12：	**既存企業の社長が、個人として応募することは可能ですか。**
Ａ１－12：	既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は対象となります。事業計画には今回実施する事業内容が、既存企業での内容と明確に区別されている点を記載してください。既存企業と同じ事業又は単なる延長であると見なされる場合は対象となりませんので、ご注意ください。
Ｑ１－13：	**個人事業主として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要でしょうか。**
Ａ１－13：	創業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合は「メール詳細（受信通知）」で受付印の代用可）の提出が必要です。なお提出については、交付決定後、速やかに所定の届出を市に対して行ってください。
Ｑ１－14：	**特定非営利活動法人の設立に際して注意すべきことはありますか。**
Ａ１－14：	特定非営利活動法人の設立には、まず特定非営利活動法人を所轄する行政庁（都道府県又は政令指定都市）の認証が必要となります（創業補助金の採択は、認証に関する保証をするものではありません）。認証手続き等についてご不明な点は、お近くの特定非営利活動法人の所轄庁にお問い合わせください。所轄庁一覧は、以下内閣府ＮＰＯホームページをご覧ください。 https://www.npo-homepage.go.jp/shokatsucho/index.html なお、補助金の支払いには、特定非営利活動法人が補助事業期間中に設立されることが必要となりますのでご注意ください。
Ｑ１－15：	**事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記がなされない場合には補助金は支払われないのですか。**
Ａ１－15：	事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記がなされることは、本補助金の必須要件のため、事業完了予定日までなされない場合には、補助金は支払われません。なお、特定非営利活動法人につきましては、設立の認証に際して、定款等の書類を２ヵ月間公衆の縦覧に供する必要があるなど、設立に時間を要しますので、余裕を持っ

	て手続きを行うようにしてください。
Ｑ１－16：	**「①中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」や「②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立する特定非営利活動法人」とは具体的にどのような事業を行う場合が対象になりますか。**
Ａ１－16：	例えば、①商店街の空き店舗にキッズスペースを設置し、地域の子どもの受け入れや商店街と共同で子ども向けイベントを実施することで、商店街全体の魅力を向上させる事業や、②若者等に対して中小企業の魅力を発信し、企業とマッチングを行うことで、中小企業の人材確保を支援する事業などを指します。
Ｑ１－17：	**「中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」は対象となりますが、「中小企業と連携」とは何を指しますか。**
Ａ１－17：	当該特定非営利活動法人が、事業計画書に記載した事業において、中小企業と共同で企画・運営・開発・販売等を実施する事業を行うことを指します（単なる取引（原材料の購入や不動産等の賃貸等)は連携には該当しません。)。具体的な連携内容については、事業計画書に記載してください。 なお、上記の要件を満たしているかの確認については、外部専門家も含む懇話会において評価を行います。 また、補助事業終了時、申請時に予定していた連携事業が実施されていることが確認できない場合には、要件を満たしていないことから補助金が支払われませんのでご注意ください。
Ｑ１－18：	**募集要項２．（１）ウ)「新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行うものであって、有給職員を雇用する」特定非営利活動法人とは、具体的にどのような事業を行うことを指しますか。**
Ａ１－18：	○地域初の商品・サービスの提供であるなど独創性があること ○類似品に比べて構造・機能・体制等において優位性があること ○営利団体である中小企業であっても将来的に参入しうると考えられる採算の取れる市場規模が見込まれること 上記の３点を指します。 なお、上記の要件を満たしているかの確認については、懇話会において評価を行います。
Ｑ１－19：	**Ｑ１－１８における有給職員はいつまでに何名雇用すればよいのですか。**

Ａ１－19：	補助事業期間中に、最低１名以上雇用することが必要です。
Ｑ１－20：	**学校法人からの出資は可能であるか。**
Ａ１－20：	学校法人は大企業、中小企業にあてはまらない為、出資は可能です。

２　補助対象事業について

Ｑ２－１：	**同一の事業内容であっても、補助事業期間が異なる場合は本補助金と国（独立行政法人を含む）の補助金の両方を利用しても構わないでしょうか。**
Ａ２－１：	補助事業期間が重ならない場合は、他の補助金を利用しても重複利用には該当しません。
Ｑ２－２：	**同一期間内に本補助金と、国や他の地方自治体の補助金の両方を利用することはできますか。**
Ａ２－２：	可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。（例えば、地方自治体による家賃補助を受けている場合、創業補助金においては家賃補助を受けることはできない。）
Ｑ２－３：	**重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響があるのでしょうか。**
Ａ２－３：	利用を予定する（利用している）他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用とならないように注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不採択とするという趣旨ではありません。
Ｑ２－４：	**創業した事業内容で全国展開できるようなものでも応募の対象となりますか。**
Ａ２－４：	応募の対象となります。
Ｑ２－５：	**個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助事業期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか。**
Ａ２－５：	対象となります。

３　補助対象期間について

Ｑ３－１：	**補助事業期間は、採択日から約何か月となるのですか。**
Ａ３－１：	採択後に、補助対象経費の見直し等を行い、補助金の交付決定を行います。補助事業期間はこの交付決定日以降となります。今回の補助事業期間は、平成２７年１２月末までとなりますので、約５ヶ月程度となります。

Ｑ３－２：	**応募書類の事業完了予定日は、いつにする必要がありますか。**
Ａ３－２：	事業完了予定日は、平成２７年１２月末までの間の日付を記載してください。事業完了予定日までに、開業届の提出や法人設立がなされていることが必要です。

４　補助対象経費について

Ｑ４－１：	**市内に本社は構えた上で、更に市外に店舗等を設ける場合、市外での店舗等借入費や内外装費用は対象になりますか。**
Ａ４－１：	市外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象となりません。市外店舗設置に伴う、許認可のために市外の官公署へ支払われる費用も対象となりません。 人件費では、市内の事務所等と直接雇用契約を締結した人のみが対象となります。 なお、対象となる経費でも、支出が確認できる証拠書類等が必要となります。証拠書類等が無い場合は対象となりません。
Ｑ４－２：	**設備費について、中古は可能でしょうか。**
Ａ４－２：	中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。 また、アウトレット、オークションについても、新古品とみなされますので、対象となりません。
Ｑ４－３：	**本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象ですか。**
Ａ４－３：	三親等以内の親族については、補助対象となりません。
Ｑ４－４：	**税理士報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。**
Ａ４－４：	補助対象経費としては謝金として計上することは可能です。金額は応募者と税理士の当事者間で調整の上、決定してください。ただし、税務申告、決算書作成等のために税理士に支払う費用は対象外となります。
Ｑ４－５：	**交付決定日より前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても認められないのですか。**
Ａ４－５：	補助対象とはなりません。
Ｑ４－６：	**外注費と委託費は何が違いますか。**

Ａ４－６：	外注費は請負契約を締結しているような場合を指します。例えばホームページの製作を依頼した場合は外注費、ホームページ完成後の管理業務を依頼した場合は委託費となります。
Ｑ４－７：	**Ⅳ.その他（1）その他費用【対象とならない経費】の中に・事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代とありますが、他にはどのようなものが消耗品として考えられますか。**
Ａ４－７：	例）宿泊施設・飲食店などで使用する調理器具（鍋・包丁等）、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン、ユニフォーム等が消耗品としての扱いとなります。
Ｑ４－８：	**サンプル品や試供品の試作、開発段階の経費は認められますか。**
Ａ４－８：	認められます、但し販売することは認められておりませんので、ご注意下さい。
Ｑ４－９：	**販売する製品の試作品等の製作や販売に必要となるライセンス（販売権、キャラクター使用権等）は認められるか。**
Ａ４－９：	補助事業期間中に契約～契約満了を迎えるものであれば対象となります。（試作、開発、広報に係るライセンス費用のみ）。 ※ただし、販売に係る製品の製作や販売に必要となるライセンス（販売権、キャラクター使用権等）は対象となりません。
Ｑ４－10：	**金型は補助対象か。**
Ａ４－10：	本補助事業において必要不可欠であるという事が大前提ですが、金型は試作品・商品どちらを作成するものであっても対象になります。
Ｑ４－11：	**塾などの事業の場合の講師の委託は補助対象か。**
Ａ４－11：	対象外です。塾は授業を行うというサービス提供をしていますので、講師を委託すると、主たるサービスの一部または全部を委託している事に該当しますので、直接雇用して人件費とする以外対象になりません。
Ｑ４－12：	**机やイスは補助対象か。**
Ａ４－12：	本補助事業専有部分に設置される机やイスは基本的には対象です。 ※椅子や机がないと事業遂行が困難な場合（例：飲食店の机やイス、事務所の机やイス等）
５　補助率・補助額、応募件数について	
Ｑ５－１：	**同一人物が２事業（２社）の補助申請は出来ますか。**
Ａ５－１：	同一者での応募は、１件とします。

Ｑ５－２：	**応募時に補助金額が５０万円としていた場合、交付申請時に１００万円とすることは可能ですか。**
Ａ５－２：	応募時の補助金額を交付時に増額することはできません。
６　応募手続について	
Ｑ６－１：	**これまでの募集で採択されなかった場合、今回の募集に応募できますか。**
Ａ６－１：	応募できます。事業計画を練り直した上でご応募ください。
Ｑ６－２：	**持参しても良いですか。**
Ａ６－２：	持参していただいても受け付けることは出来ます。受付時間は、平日の９時から１７時までとなります。
Ｑ６－３：	**応募書類に不足があった場合、連絡をもらえますか。**
Ａ６－３：	原則、市から連絡はしませせ。また、全ての書類が揃っていてはじめて審査対象となります。応募書類を確認した上でご応募ください。
Ｑ６－４：	**補足説明資料がＡ４版片面印刷１０枚程度との記載だが、枚数制限はあるか。**
Ａ６－４：	補足説明資料は１０枚程度（Ａ４版片面印刷）でご提出ください。
７　審査・採択について	
Ｑ７－１：	**面接はありますか。**
Ａ７－１：	１次書類審査を通過した方は、２次面接審査があります。市が指定した日時に実施しますので、予定を調整しておいて下さい。
Ｑ７－２：	**補助金の採否結果の通知は、応募者本人にされるのですか。**
Ａ７－２：	通知書は応募者本人のみに送付されます。
Ｑ７－３：	**不採択でも通知は来ますか。**
Ａ７－３：	審査の結果は、市公式Webサイトにおいて採択者の公表を行うほか、応募者全員に対し、市から文書による採否結果の通知を行います。
Ｑ７－４：	**今まで何件応募があって、何件採択されましたか。採択率はどのくらいですか。**
Ａ７－４：	過去の採択件数、採択状況については市公式 Web サイトでご確認ください。

８　補助金の交付について

Ｑ８－１：	**事業完了後の補助金交付についてはどのような手続きで交付されるのですか。**
Ａ８－１：	補助対象事業の完了後、補助事業者は３０日以内に実績報告書を市に提出する必要があります。市において、補助事業者が実施した事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いする形となります。実績報告書の提出から補助金の支払いまで２～３ヵ月程度要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

９　交付決定後の注意事項

Ｑ９－１：	**一定以上の収益が認められた場合、補助金の額を上限として一部を納付する場合があると記載されていますが、なぜ補助金を返さなければいけないのですか。**
Ａ９－１：	市税からなる補助金が、一企業の利益となってしまうようなことは好ましくなく、補助金の交付による事業によって得た収益は、納付することとしています。これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用となります。
Ｑ９－２：	**補助対象事業完了後、５年間は事業化状況を市へ報告する必要がありますが、どのようにすればいいのですか。**
Ａ９－２：	採択後に配布される様式により、市へ提出していただきます。
Ｑ９－３：	**事業は平成２７年１２月までなのになぜ５年間の事業化報告が必要なのですか。**
Ａ９－３：	市税からなる補助事業の効果を適切に把握するためです。

１０　応募様式について

Ｑ10－１：	**本Ｑ＆Ａに記載されていない注意事項はありますか。**
Ａ10－１：	あります。本Ｑ＆Ａに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。女性等創業支援補助金の対象となる業種は膨大であるため、本Ｑ＆Ａに記載されているものは、ほんの一部にすぎません。採択者の方は、市より後日配布される「補助金事務取扱説明書」を充分にご確認いただき、不明な点は予め市にお問い合わせください。